

## 四條畷市総合教育会議の傍聴要領

### 1 目的

この要領は、四條畷市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 傍聴定員

会議を傍聴することができる者の定員（以下「傍聴定員」という。）は、15人を基本とする。ただし、会場の都合又は議事の内容によりこれを増減することができる。

### 3 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻の概ね30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

### 4 会議の公開等

会議は公開する。ただし、個人の秘密を守るため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### 5 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

### 6 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

7 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

8 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

9 違反に対する措置

議長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

10 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。